

## 静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス電気需給契約書（案）

静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次のとおり、静岡県立工科短期大学校沼津キャンパスの電気需給契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 乙は、静岡県立工科短期大学校沼津キャンパスで使用する電気を供給する。

### （電気方式等）

第2条 電気方式、受電使用電圧、計量電圧、標準周波数、予定使用電力量、契約電力、契約期間及び契約保証金は次のとおりとする。

|         |                                         |
|---------|-----------------------------------------|
| 電気方式    | 別添仕様書のとおり                               |
| 受電使用電圧  | 別添仕様書のとおり                               |
| 計量電圧    | 別添仕様書のとおり                               |
| 標準周波数   | 別添仕様書のとおり                               |
| 予定使用電力量 | 別添仕様書のとおり                               |
| 契約電力    | 別添仕様書のとおり                               |
| 契約期間    | 令和7年4月1日(供給開始日)午前0時から令和8年3月31日午後12時とする。 |
| 契約保証金   | 免除                                      |

### （供給の方法）

第3条 乙は甲が静岡県立工科短期大学校沼津キャンパスで使用する電気を需要に応じて供給するものとする。

### （供給の保証）

第4条 乙は、当該地域の一般送配電事業者と締結する託送供給契約により電気の供給を行う。

### （検針日）

第5条 検針日は当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款の検針日によるものとする。

### （検査）

第6条 乙が甲に供給する電力量は、甲の指定する検収員の検査を受けるものとする。

### （料金の計算）

第7条 毎月の電気料金の計算方法は次のとおりとする。ただし、電気料金に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた額とする。

毎月の電気料金＝『落札者の入札書別紙の料金計算方法を記載する』

（各料金ごとの計算方法）

第8条 各料金ごとの計算方法は別表1のとおりとする。

(各料金単価)

第9条 各料金単価は、別表2のとおりとする。

(電力量)

第10条 単位は1キロワット時とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

(力率)

第11条 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。) 平均力率の算定式は次のとおり

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} \div \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

(燃料費調整)

第12条 料金の算定にあたり、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する燃料費調整単価により調整を行う。

(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

第13条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金は、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する賦課金とする。

(支払方法)

第14条 乙は、検針後すみやかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。

(契約の変更)

第15条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、第9条に規定する単価の変更を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 天災その他乙の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により、乙が甲及び第三者に損害を与えたとき。
- (2) この契約書の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約超過金)

第17条 甲はその月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、乙の請求により別途定める式で算出される契約超過金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第18条 甲又は乙は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。
- (2) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 甲又は乙が、原則として60日前までに正当な理由を記載した書面により相手に申し出たとき。
- (4) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (5) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (6) 次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(料金の精算)

第19条 甲又は乙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第20条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第21条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年 月 日

(甲) 沼津市大岡 4044-24  
静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス  
キャンパス長 岩崎 正

(乙)

別表 1

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 基本料金                                  |  |
| 電力量料金                                 |  |
| 契約電力                                  |  |
| 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する<br>特別措置法に基づく賦課金 |  |

別表 2

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 基本料金単価                                |  |
| 電力量料金単価                               |  |
| 燃料費調整単価                               |  |
| 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する<br>特別措置法に基づく賦課金 |  |